

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日からおおむね**2～3週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

刈谷市から確認書が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります。



基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

刈谷市に申請が必要です

申請期間：令和4年9月30日（金）まで

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】刈谷市役所、市ホームページ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I-① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、刈谷市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送しました。内容を確認して、刈谷市に**返信してください**。添付書類がある場合は同封してください。
- 対象と思われる方で、確認書が届いていない方は、下記の刈谷市給付金専用ダイヤルまでお問い合わせください。

I-② 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※未支給の世帯のみ

(1) **世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、令和4年6月下旬に刈谷市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。内容を確認して、刈谷市に**返信してください**。添付書類がある場合は同封してください。

【確認事項】①記載された給付金振り込み口座に誤りがないこと

②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

③住民税課税となる所得があるのに未申告である世帯員がないこと

④既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではないこと

(2) **世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（申請は令和4年7月1日（金）～）
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送で刈谷市にご提出ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当^{※1}となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに直接または郵送で刈谷市にご提出ください。

提出窓口 令和4年9月30日（金）まで

市役所 1階生活福祉課（8:30～17:15 土日祝を除く）

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税均等割非課税となる年間給与収入の目安（刈谷市の場合）

単身の場合：97万円以下、母・子(1人)の場合：147.9万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、刈谷市や刈谷警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（土日祝を除く）

刈谷市住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金専用ダイヤル

0566-93-5191

受付時間 平日9:00～17:00（土日祝を除く）